



特定空家等に対する略式代執行の公告について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項に規定する「特定空家等」であると認められる次の建築物について、法第22条第10項の規定に基づき、公告を行いました。措置の期限までに所有者等が行うべき措置の内容が実施されない場合には、所有者等の負担において、呉市がその措置を略式代執行により実施します。

1 特定空家等の概要

- (1) 所在地 呉市内神町102番1
- (2) 用途 一戸建て住宅
- (3) 構造 木造瓦葺平屋建

2 所有者が行うべき措置の内容

建築物等の全部（擁壁等の構造に影響する範囲を除く。）を除却すること。

3 措置の期限

令和8年1月15日

期限までに2の措置が履行されない場合、法第22条第10項の規定により呉市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。

4 位置図及び状況写真

位置図

